

# 事業評価書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律(平成19年法律第120号)により新設された規制

平成25年3月  
国家公安委員会・警察庁

# 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成19年法律第120号）により新設された規制

## 1 評価の対象とした政策

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成19年法律第120号。以下「改正法」という。）の施行前は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第31条第1項の拳銃等発射罪、第31条の2第1項の拳銃等輸入罪、第31条の4第1項の拳銃等譲渡し・譲受け罪及び第31条の15の拳銃等譲渡し等周旋罪（以下「拳銃等発射罪等」という。）は銃刀法第37条の両罰規定（以下単に「両罰規定」という。）の適用対象ではなかった。しかし、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人（以下「業務主」という。）の業務に関し、拳銃等の発射行為等を行うことが想定され、業務主の監督責任を強く問うことにより拳銃等発射罪等の抑止を図る必要があることから、改正法により拳銃等発射罪等を新たに両罰規定の適用対象に加えることとした。

## 2 評価の観点

拳銃等発射罪等を両罰規定の適用対象とし、その実行行為者のみならず業務主も処罰対象としたことにより、拳銃等発射罪等を抑止できているかを有効性の観点から評価するとともに、当該規制により行政及び業務主に発生する負担が過大になっていないか、得られる効果と比較して効率性の観点から評価する。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

### ア 効果の把握の手法

拳銃等発射罪等に係る両罰規定の適用件数を把握するとともに、改正法の施行日（平成19年12月30日）前の5年間（平成14年から平成18年までの間）と最近の5年間（平成20年から平成24年までの間）における拳銃等発射罪等の検挙件数及び検挙人員並びに拳銃等発砲事件の認知件数を比較する。

### イ 結果

拳銃等発射罪等に係る両罰規定が適用された事例はなかった。

#### 拳銃等発射罪等の検挙件数及び検挙人員

違反態様\年次	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年の平均	19年	20年	21年	22年	23年	24年	20～24年の平均
拳銃等発射罪 (第31条第1項)	38 (27)	29 (21)	39 (40)	18 (9)	18 (33)	28.4 (26)	15 (11)	4 (1)	10 (13)	6 (3)	8 (9)	5 (6)	6.6 (6.4)
拳銃等輸入罪 (第31条の2第1項)	3 (3)	10 (7)	6 (7)	1 (1)	2 (1)	4.4 (3.8)	3 (2)	2 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0.8 (0.6)
拳銃等譲渡し罪 (第31条の4第1項)	18 (14)	18 (20)	8 (5)	3 (3)	1 (1)	9.6 (8.6)	6 (4)	9 (8)	3 (1)	4 (3)	4 (4)	3 (2)	4.6 (3.6)
拳銃等譲受け罪 (第31条の4第1項)	4 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1.4)	4 (3)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (1)	0 (0)	0.8 (0.4)
拳銃等譲渡し等周旋罪 (第31条の15)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0.2 (0)
合計	63 (50)	58 (49)	53 (52)	22 (13)	21 (35)	43.4 (39.8)	28 (20)	16 (10)	14 (15)	12 (8)	15 (14)	8 (8)	13 (11)

注：( )内は検挙人員

#### 拳銃等発砲事件の認知件数

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年 の平均	19年	20年	21年	22年	23年	24年	20～24年 の平均
拳銃等発砲事件の認知件数	142	129	97	63	50	96.2	54	42	33	31	40	27	34.6

#### 4 評価の結果

改正法の施行日（平成19年12月30日）から平成24年12月31日までの間、拳銃等発射罪等の検挙件数及び検挙人員並びに拳銃等発砲事件の認知件数が改正前に比して減少していることから、当該規制が拳銃等発射罪等の事件の発生を抑制する効果を上げている可能性はあるが、拳銃等発射罪等に係る両罰規定を適用して業務主の監督責任を問い、処罰した事例がないことから、当該規制の有効性及び効率性について十分に検証できるまでには至っていない。

#### 5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成25年2月8日に開催した第25回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

#### 6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

平成14年の犯罪～平成23年の犯罪（警察庁作成）

平成18年中の薬物・銃器情勢（警察庁作成）

平成23年中の薬物・銃器情勢（警察庁作成）

#### 7 評価を実施した時期

平成19年12月30日から平成24年12月31日までの間

#### 8 政策所管課

保安課